



# 商標法と表現の自由に関する 米国最高裁判決 *Vidal v. Elster*事件

## 1 はじめに

今回ご紹介する *Vidal v. Elster* 事件<sup>1</sup>では、トランプ前大統領<sup>2</sup>の名前を含む商標が問題となりました。米国商標法第2条(c)は、生存中の特定の個人の名称等を含む商標は登録できない旨を規定しており、これは一般に「氏名条項 (names clause)」と呼ばれています。米国特許商標庁 (USPTO) が、この氏名条項を適用して商標「TRUMP TOO SMALL」の登録を拒絶したことが、表現の自由を保障する米国憲法修正第1条 (First Amendment) に違反するか否かが争点となりました。本稿では、同様に商標法と表現の自由の関係が争点となった過去の最高裁判決とも比較しつつ、*Vidal v. Elster*事件の最高裁判決をご紹介します。

## 2 事件の背景

2018年、Steve Elster氏が、Tシャツなどを指定して、商標「TRUMP TOO SMALL」を出願しました。



[実際に商標が使用されたTシャツ<sup>3</sup>]

1 Vidal v. Elster, 602 U.S. 286 (U.S. 2024)

2 2024年10月17日現在

3 <https://trumptoomsmall.com/>

USPTOは、商標「TRUMP TOO SMALL」は、トランプ前大統領の名前を含む商標であり、氏名条項に違反するとして、その登録を拒絶しました。その後、Steve Elster氏は、拒絶査定不服審判を請求し、氏名条項は、米国憲法修正第1条で保障される表現の自由を制限するため、違憲であるとの主張を行いました。商標「TRUMP TOO SMALL」は、政治家に対するコメントや批判であり、表現の自由として、不当に制限されるべきではないとの主張になります。審判部(TTAB)は、Steve Elster氏の主張を認めず、氏名条項に基づいて、登録を拒絶しました。これに対して、Steve Elster氏は、連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)へ提訴しました。CAFCは、Steve Elster氏の主張を認め、氏名条項に基づく登録の拒絶は違憲であるとして、TTABの審決を取り消しました。これを不服として、USPTOが米国最高裁判所に上告したのが本件になります。

## 3 最高裁判決の概要

米国最高裁判所は、全員一致で、氏名条項は合憲であると判断しました。

法廷意見は、氏名条項が、内容に基づく (content-based) 制限ではあるものの、観点中立的 (viewpoint-neutral) であると認定しました。すなわち、氏名条項は、特定の見解やイデオロギーを差別するものではなく、個人の名称を含む商標の登録を一律・平等に制限する規定であるとの認定です。

そして、法廷意見は、歴史的・伝統的にも、氏名条項は、長く米国憲法修正第1条と

共存してきていることや、氏名条項は、個人の名声や信用を保護し、消費者の混乱を防ぐという商標法の本来の目的にも沿うことを理由とし、合憲と判断しました。

他の判事による同意意見は、法廷意見の理由付けについては批判的ではあるものの、氏名条項の内容に基づく（content-based）制限は商標法の目的のために必要であるとして、その結論には同意しています。

#### 4 過去の判決との対比

今回の最高裁判決は、本件が、同じく商標法と表現の自由が争点となった過去の事件とは本質的に異なることを強調しています。

2017年の *Matal v. Tam* 事件<sup>4</sup>では、商標「The Slants」が、軽蔑的（disparage）であるとして、米国商標法第2条（a）に基づき、登録を拒絶されたことが、表現の自由を制限するものであるか否かが争われました。また、2019年の *Iancu v. Brunetti* 事件<sup>5</sup>では、商標「FUCTION」が、「不道徳・スキャンダラス」（immoral or scandalous）であるとして、米国商標法第2条（a）に基づき、登録を拒絶されたことが、表現の自由を制限するものであるか否かが争われました。

いずれの事件においても、米国最高裁判所は、米国商標法第2条（a）の適用は、特定の観点に基づく差別（viewpoint discrimination）にあたり、表現の自由を制限するものであると判断しました。

各事件で争われた条項	
<i>Matal v. Tam</i>	軽蔑商標条項(2条(a))
<i>Iancu v. Brunetti</i>	不道徳商標条項(2条(a))
<i>Vidal v. Elster</i>	氏名条項(2条(c))

4 *Matal v. Tam*, 582 U.S. 218 (U.S. 2017)

5 *Iancu v. Brunetti*, 588 U.S. 388 (U.S. 2019)

これらの過去の事件では、軽蔑的、不道徳・スキャンダラスな商標の登録を禁じる米国商標法第2条（a）について争われたのに対して、本件では氏名条項について争われています。そして、過去の事件では米国商標法第2条（a）は特定の観点に基づく差別（viewpoint discrimination）と認定されたのに対して、今回の氏名条項は観点中立的（viewpoint-neutral）であると認定されています。

#### 5 判決の影響

米国では、これまでも、しばしば商標法と表現の自由の関係について争われてきました。今回の最高裁判決は、内容に基づく（content-based）制限ではあるものの、観点中立的（viewpoint-neutral）である商標法上の規定の合憲性を初めて判断しました。しかしながら、今回の最高裁判決では、その判断はあくまで「狭い（narrow）」ものであり、新たに包括的な枠組みを示すものではないことも強調されています。

そのため、今後も、商標法と表現の自由についての判決を注視していく必要があります。

#### 筆者紹介

##### 栗下 清治（くりした せいじ）

2002年弁理士登録。2013年よりTMI総合法律事務所勤務。2018年米国のロースクールに留学。2019年米国の大手法律事務所にて研修。専門は商標。主に国内外のクライアントの権利化業務をサポートしている。趣味はランニング、特に、50km超の山道を走るウルトラトレイルランニングを得意とする。